

**船舶建造・改造許可申請書等に関する
手続きの概要について**

令和5年5月

国土交通省海事局船舶産業課

船舶の建造・改造許可申請等に関する手続きについて

I 申請書等の提出先及び提出部数等

1. 臨時船舶建造調整法又はこの解説の規定により、造船事業者が国土交通大臣に提出しなければならない許可申請書等の提出先及びその提出部数は、原則として地方運輸局（本局）直轄地に工場を有する事業者にあつては本局に2通、同運輸支局又は同海事事務所管轄地に工場を有する事業所にあつては当該支局又は当該事務所に3通とする。
2. この解説において「法」は「臨時船舶建造調整法」（昭和28年法律第149号）を、「令」とは「臨時船舶建造調整法施行令」（昭和28年政令第188号）を、「則」とは「臨時船舶建造調整法施行規則」（昭和28年運輸省令第42号）を云う。

II 船舶の建造許可申請

1. 建造許可を受けなければならない船舶の範囲（法第2条、令第1条）

次に述べる船舶を建造しようとする者は、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。

総トン数2,500トン以上、又は長さ90メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法の規定により遠洋区域又は近海区域を定めることのできる構造を有する船舶（取得しようとする航行区域が沿海或いは平水であっても構造的に近海以上の航海区域を定めることができるものは含まれる。）のうち次に掲げる用途の船舶が該当する。

- （1）貨客船（旅客定員13人以上、貨物運送主体のもの）
- （2）貨物船
- （3）油槽船
- （4）特殊貨物船
- （5）母船式漁業における母船としての業務に従事することが出来る構造を有する船舶（捕鯨母船、蟹工船など）

したがって、法の適用を受けない船舶、即ち、建造許可を受けなくても良い船舶は、（イ）総トン数2,500トン未満でかつ長さ90メートル未満の船舶、（ロ）総トン数2,500トン以上又は長さ90メートル以上であっても構造的に沿海以下の航行区域しか取得できないもの、（ハ）則第1条に定める船舶、（ニ）貨車航送船、海底電線施設船、曳船、一般漁船、海底資源掘削船、及び調査、測量、指導、監視等前記（1）～（5）に掲げた用途以外の特殊な業務に使用する船舶などである。

（注）イ．総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律に基づき算出されたものであること

ロ. 船舶の長さとは、船舶構造規則にいう船の長さ（即ち、垂線間長と解釈して良い）のことであり、外洋バージなどで長さの判断に迷うものがある場合には当該船舶の深さの85%喫水線上における長さの96%をもって船の長さとしみなす。

ハ. その他建造しようとする船舶が臨時船舶建造調整法適用船舶かどうか判断し難い時は、その都度、I 1. に規定する提出先（以下「提出先」という。）に照会するものとする。

2. 船舶建造許可申請手続き（則第2条）

船舶の建造許可を受けようとする時は、別紙参考（1）の「船舶建造許可申請書」に所要の図面及び書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

申請書記載上の注意事項並びに図面及び書類の添付要領は次のとおりである。

（1）申請書記載上の注意事項

イ. 申請者（造船事業者）の氏名又は名称及び住所

法人の場合には、本社の住所、代表者名を記載すること。

ロ. 船舶の計画要目

（イ）用 途

則第4条に定める用途（1. 貨客船、2. 貨物船、3. 油槽船、4. 特殊貨物船、5. 母船式漁業における母船）により記入する。

ただし、上記用途が更に限定されている場合には下記例を参照すること。

例：－

カーフェリーは、貨客（車両航送）船

カーゴフェリーは、貨物（車両航送）船

コンテナ船は、貨物（コンテナ運搬）船

ばら積船は、貨物（ばら積運搬）船

木材兼ばら積船は、貨物（木材兼ばら積運搬）船

鉱石兼ばら積船は、貨物（鉱石兼ばら積運搬）船

自動車運搬船は、貨物（自動車運搬）船

木材専用船は、貨物（木材運搬）船

重量物運搬船は、貨物（重量物運搬）船

化学製品運搬船は、油槽（化学製品運搬）船

石油製品運搬船は、油槽（石油製品運搬）船

LPG船は、油槽（LPG運搬）船

LNG船は、油槽（LNG運搬）船

鉱石兼油槽船は、貨物（鉱石運搬）兼油槽船

鉱石、油兼ばら積船は、貨物（鉱石兼ばら積運搬）兼油槽船

冷凍運搬船は、特殊貨物（冷凍運搬）船

(ロ) 総トン数

船舶のトン数の測度に関する法律に基づく当該船舶の総トン数を記載し、輸出船にあっては当該船舶の準拠する測度規則による数値及び準拠測度規則名をカッコ内に併記すること。

(ハ) 載貨重量トン数

国内船については、メトリックトンによるものとする。輸出船については、メトリックトン又はロングトン何れでも構わない。ただし、どちらの数値か明示する。

(二) 主要寸法

長さは垂線間長を、幅は型幅を、深さは型深さを記載する。

(ホ) 機関の種類、数及び連続最大出力

機関の種類は、ディーゼル機関、蒸気タービン、蒸気往復動機関、ガスタービンなどを記載する。

数及び連続最大出力は、当該機関の基数及び公表された連続最大出力（定格出力）を軸馬力、制動馬力或は図示馬力等の表示で記載する。

（注）ディーゼル電気推進、原子力蒸気タービン推進等の機関にあっては、様式にこだわらずこれらの内容が判るように記載する。

(ヘ) 航海速力

下記例のように条件を明示して記載する。

例：－

バラスト状態、１５％シーマージン、８５％出力において２５．０ノット

満載状態、１０％シーマージン、９０％出力において１６．５ノット

(ト) 航海区域

遠洋、近海、沿海、平水区域等の別を記載する。又、カッコ内に取得すべき船級があれば参考のため記入する。

ハ. 建造計画

(イ) 船体の製造工場名

具体的に記載する。

(ロ) 使用予定船台の番号

造船法により許可されている船台名称・番号を記載する。

(ハ) 当該船舶の製造番号

申請者が付番する船体の製造番号を記載する。

(二) 起工、進水及びしゅん工の予定期日

起工及び進水については、起工式、進水式の予定期日を、式が行われないものについては、起工は船台搭載の予定期日、進水の予定期日を、しゅん工について

は完成予定日を記載する。

(ホ) 建造契約価格及びその内訳

契約船価を記載すると共に、その内訳として別紙参考(16)の「製造仕様及び契約概要書」内の新造船価内訳表に記載する。

(2) 添付図面及び書類作成要領

イ. 一般配置図

船種ごとの過去に建造した最大の船型を超える船舶、過去に建造したことのない船種に係る船舶、過去に建造したことのない燃料・推進方式による船舶の建造以外については、その旨を明記し、省略して差し支えない。なお、図面は、一般配置の概要(船型、船種、寸法等)が判断できる図面で良い。

例：－

一般配置図は、第 〇 番船と同一につき省略。

一般配置図は、第 〇 番船と同船種であり、小さい船型であるため省略。

ロ. 製造仕様の概要を記載した書面

別紙参考(16)の「製造仕様及び契約概要書」を提出する。ただし、船種ごとの過去に建造した最大の船型を超える船舶、過去に建造したことのない船種に係る船舶、過去に建造したことのない燃料・推進方式による船舶の建造以外については、その旨を明記し、省略して差し支えない。

ハ. 作業計画を記載した書面

別紙参考(15)の「工事予定線表及び工数山積表」を提出する(大きさ自由)。

二. 建造契約書(写)

当該船舶の建造に係る契約書の写しを添付する。なお、当該船舶が建造造船所から船主に引渡されるまでの間に、譲渡契約書、売買契約書等が介在する場合は、これら一連の書類の写しを全て添付する。

ただし、次に掲げる事項が記載されている全ての頁の写しで足りることとする。

(イ) 契約者の名称及び所在地

(ロ) 建造船舶の主要目(船番、船種、総トン数、載荷重量トン数、長さ、垂線間長、深さ、喫水、主機関の種類・型式・出力・基数等)

(ハ) 航行区域

(ニ) 船級

(ホ) 契約日

(ヘ) 契約発効日

- (ト) 建造許可取得期限
- (チ) 引渡期限
- (リ) 契約金額（金額及び支払通貨）
- (ヌ) 契約金額の支払期間、支払方法
- (ル) 契約者の署名
- (ヲ) その他申請書、製造仕様概要書、契約船価概要書、建造船舶計画明細表の記載事項

ホ. 注文者（船主）の当該船舶の使用計画を記載した書面

建造船舶使用計画明細表（別紙参考（１７））に、書き得る箇所を全て記入し、添付する。ただし、（＊）を付した項目は必ず記入することとする。なお、輸出船で裏船主が存在する場合には、船主欄の（□）の項目については記入を省略して差し支えない。

3. 船舶建造許可申請中における申請書類記載事項等変更手続き

船舶建造許可申請を提出後、国土交通大臣の許可前において申請書の記載事項、添付図面及び書類中の一部を変更しようとするときは、別紙参考（７）の「船舶建造許可申請書（申請中）記載事項等変更届」を国土交通大臣に提出するものとする。

4. 建造許可船舶の許可事項変更承認申請手続き（法第４条、則第６条、第７条）

建造許可を受けた船舶で、次の（１）に掲げる事項を建造の着手前又は工事中に変更しようとするときは、別紙参考（３）の「船舶建造許可事項変更承認申請書」に次の（２）に掲げる図面及び書類を添付して国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）変更の承認を受けなければならない許可事項（則第６条）

- イ. 用途
- ロ. 総トン数（２０パーセント未満の変更に係るものを除く）
- ハ. 載貨重量トン数（２０パーセント未満の変更に係るものを除く）
- ニ. 機関の種類、数及び連続最大出力
- ホ. 航行区域

（２）添付図面及び書類

建造許可に係る添付図面及び書類の許可事項の変更に伴う変更部分を明らかにした面及び書類を添付提出する。

（注）建造許可を受けた船舶の許可事項を著しく変更し、社会通念上当該建造許可船舶とは全く別の船とみなすことが妥当と認められる場合には、別紙参考（１１）の「船

船建造中止届」を提出すると共に、改めて別紙参考(1)の「船舶建造許可申請書」を国土交通大臣に提出し、建造の許可を受けるものとする。

なお、建造許可船舶の計画要目等の変更に当たって、手続き上「変更承認申請」によるか、或いは新規に「建造許可申請」を要するか判断し難いときは、提出先に照会してその指示を受けるものとする。

5. 建造許可船舶の申請書記載事項等変更手続き（変更を要する許可事項以外の変更）

前記4. の変更承認を受けなければならない許可事項以外の申請書記載事項、添付図面及び書類の変更にあっては、別紙参考(9)の「船舶建造許可申請書記載事項等変更届」を国土交通大臣に提出するものとする。

ただし、建造許可船舶に係る建造契約価格の変更については、船舶建造許可申請時における船価と竣工時における最終船価を比較して10%を超える変更があった場合に限る。

7. 建造許可船舶の建造中止手続き

建造許可を受けた船舶の建造を中止しようとする時は、別紙参考(11)の「船舶建造中止届」を国土交通大臣に提出するものとする。

8. 船舶建造許可申請書の取下げ手続き

船舶建造許可申請書を提出後、国土交通大臣の許可前において、注文者の建造計画の変更その他の理由により当該船舶の建造を中止しようとするときは、別紙参考(13)の「船舶建造許可申請書取下げ願」を国土交通大臣に提出するものとする。

Ⅲ 船舶の改造許可申請

1. 許可を受けなければならない改造の範囲（法第2条、令第2条、則第3条、第5条）

次に述べる船舶の改造工事をしようとする者は、工事の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。

総トン数2,500トン以上又は90メートル以上の鋼製船舶であって、船舶安全法の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有する船舶（改造後の要目が本法適用船舶となるものを含む。）で、次に掲げる事項のいずれかに変更を生ずる改造を行う場合に限る。

(1) 用途の変更

貨客船、貨物船、油槽船、特殊貨物船及び母船式漁業における母船のそれぞれの用途を変更する場合である。

(2) 総トン数の変更

改造後の総トン数が改造前の総トン数の20パーセント以上の増減を生ずる場合に限られる。（ただし、何ら改造工事を行わず、単なる改測或いは準拠法規のちがいによ

って総トン数に差異が生ずるものについては、許可の対象とはならない。)

(3) 載貨重量トン数の変更

改造後の載貨重量トン数が改造前の載貨重量トン数の20パーセント以上の増減を生じる場合に限られる。

(4) 機関の種類、数又は連続最大出力の変更

機関の種類とは、ディーゼル、蒸気タービン、蒸気往復動機関、ガスタービン等と云い例えば、主機換装などで、同じディーゼル機関で数も連続最大出力も変わらず、単に銘柄だけを変更する場合は、この項目に云う変更とはみなされない。

(5) 航海速力の変更

(6) 航行区域の変更

船舶の航海区域の変更を行う場合で、変更のための工事を伴う場合に限られる。

なお、本法の適用船舶を適用外船舶に、又、適用外船舶を適用船舶に改造する場合も、改造許可の対象となることに注意を要する。

2. 船舶改造許可申請手続き（則第3条）

船舶の改造許可を受けようとするときは、別紙参考(2)の「船舶改造許可申請書」に次に掲げる図面及び書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 申請書記載上の注意事項

イ. 申請者（造船事業者）の氏名又は名称及び住所

法人の場合には、本社の住所、代表者名を記載すること。

ロ. 改造しようとする船舶の船名及び船舶番号（日本船舶以外の船舶にあつては国籍）

ハ. 当該船舶の改造前における要目及び改造後における計画要目

(イ) 用 途

則第4条に定める用途（1. 貨客船、2. 貨物船、3. 油槽船、4. 特殊貨物船、5. 母船式漁業における母船）により記入する。

(ロ) 総トン数

船舶のトン数の測度に関する法律に基づく当該船舶の総トン数を記載し、外国船にあつては当該船舶の準拠する測度規則による数値及び準拠測度規則名をカッコ内に併記する。

(ハ) 載貨重量トン数

国内船については、メトリックトンによるものとする。輸出船については、メトリックトン又はロングトン何れでも構わない。ただし、どちらの数値か明示する。

(ニ) 主要寸法

長さは垂線間長を、幅は型幅を、深さは型深さを記載する。

(ホ) 機関の種類、数及び連続最大出力

機関の種類は、ディーゼル機関、蒸気タービン、蒸気往復動機関、ガスタービンなどを記載する。

数及び連続最大出力は、当該機関の基数及び公表された連続最大出力（定格出力）を軸馬力、制動馬力或は図示馬力等の表示で記載する。

(ヘ) 航海速力

下記例のように条件を明示して記載する。

例：－

満載状態、１０％シーマージン、９０％出力において１６．５ノット

(ト) 航行区域

遠洋、近海、沿海、平水区域等の別を記載する。又、カッコ内に取得船級があれば参考のため記入する。

二. 改造計画

(イ) 改造後における船名

(ロ) 改造工事を行う工場名

具体的に記載する。

(ハ) 改造工事の着手及び完成の予定期日

工事に着手する予定期日及び工事完了の予定期日をそれぞれ記載する。

(ニ) 改造工事の概要

改造工事の主要部分についてなるべく具体的に記載する。

(ホ) 改造契約価格及びその内訳

改造のための契約船価を記載するとともに、その内訳として別紙参考（１７）の「契約船価概要書」を添付する。

(ヘ) その他

要すれば、改造許可申請に当たっての補足説明事項を記載する。

(２) 添付図面及び書類作成要領

イ. 当該改造に係る設計図面

改造許可申請の概要を把握することが出来る図面を添付する。

ロ. 注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面

別紙参考（１７）の「建造船舶使用計画明細表」によるものとし、書類作成要領は船舶建造許可申請の場合に準ずるものとする。

ハ. 改造契約書（写）

当該船舶の改造に係る契約書の写しを添付する。

二. その他

売買により登記手続中の船舶改造許可申請書には、売買契約書の写しを添付する。

3. 船舶改造許可申請中における申請書記載事項等変更手続き

船舶改造許可申請を提出後国土交通大臣の許可前において、申請書の記載事項又は添付図面及び書類の一部を変更しようとするときは、別紙参考(8)の「船舶改造許可申請書(申請中) 記載事項等変更届」を国土交通大臣に提出するものとする。

4. 改造許可船舶の許可事項変更承認申請手続き(法第4条、則第6条、第7条)

改造許可を受けた船舶で、次の(1)に掲げる事項を工事の着手前又は工事中に変更しようとするときは、別紙参考(4)の「船舶改造許可事項変更承認申請書」に次の(2)に掲げる図面及び書類を添付して国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更の承認を受けなければならない許可事項(則第6条)

イ. 用途

ロ. 総トン数(20パーセント未満の変更に係るものを除く)

ハ. 載貨重量トン数(20パーセント未満の変更に係るものを除く)

ニ. 機関の種類、数及び連続最大出力

ホ. 航行区域

(2) 添付図面及び書類

改造許可に係る添付図面及び書類の許可事項の変更に伴う変更部分を明らかにした図面及び書類を添付提出する。

(注) 改造許可を受けた船舶の許可事項を著しく変更し、社会通念上当該改造許可船舶とは全く別の船とみなすことが妥当と認められる場合には、別紙参考(12)の「船舶改造中止届」を提出すると共に、改めて別紙参考(2)の「船舶改造許可申請書」を国土交通大臣に提出し改造の許可を受けるものとする。なお、改造許可船舶の計画要目等の変更に当たって、手続き上「変更承認申請」によるか、或いは新規に改造許可申請」を要するか判断し難いときは、提出先に照会してその指示を受けるものとする。

5. 改造許可船舶の申請書記載事項等変更手続き(変更を要する許可事項以外の変更)

前記4. の変更承認を受けなければならない許可事項の以外の申請書記載事項、添付図面及び書類の変更にあっては、別紙参考(10)の「船舶改造許可申請書記載事項等変更届」を国土交通大臣に提出するものとする。

6. 改造許可船舶の建造中止手続き

改造許可を受けた船舶の当該改造を中止しようとする時は、別紙参考(12)の「船舶改造中止届」を国土交通大臣に提出するものとする。

7. 船舶改造許可申請書の取下げ手続き

船舶改造許可申請書を提出後、国土交通大臣の許可前において、当該改造を中止しようとするときは、別紙参考(14)の「船舶改造許可申請書取下げ願」を国土交通大臣に提出するものとする。

IV 建造又は改造許可船舶の船体製造工場又は改造工場変更手続き

- (1) 造船事業者甲が建造許可を受けた後に、その建造工事又は改造工事の一部を造船事業者乙に下請させる場合は、事前に、別紙参考(5)又は参考(6)の「船体製造工場変更願」又は「船体改造工場変更願」を海事局長あて（ただし、地方許可の場合は工場の所在地を管轄する地方運輸局（以下「所轄地方運輸局」という。）の長あて）提出して、その了解を得るものとする。この場合、造船事業者甲は添付書類として、各工場毎の工事区分を明記した作業計画書及び工事下請契約書の写を提出するものとする。また、造船事業者乙は、下請工事について、法第3条第1項第2号に掲げる基準に適合するかどうかの判定を行うことができる資料を海事局長あて（ただし、地方許可の場合は所轄地方運輸局の長あて）提出するものとする。

なお、地方許可の場合で造船事業者甲、乙の所轄地方運輸局が異なるときは、造船事業者乙を所轄する地方運輸局長は、造船事業者甲を管轄する地方運輸局長あて一件書類に意見書を添えて送付するものとする。

- (2) 造船事業者が建造又は改造の許可を受けた後に、その建造工事又は改造工事の一部を許可を受けた工場（A）から自己の所有する他の工場（B）で施行する必要を生じた場合は、事前に、別紙参考(5)又は参考(6)の「船体製造工場変更願」又は「船体改造工場変更願」を海事局長あて（ただし、地方許可の場合は所轄地方運輸局の長あて）提出して、その了解を得るものとする。この場合、添付書類として各工場毎の工事区分を明記した作業計画書、その他必要な資料を提出するものとする。

なお、地方許可の場合で、A、Bの所轄地方運輸局が異なるときの取扱いは、上記(1)に準ずるものとする。この場合において、造船事業者甲をA、造船事業者乙をBと読みかえるものとする。